

仲介営業担当者各位

「連帯保証人なし」契約について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社管理物件の一部で「連帯保証人なし」の契約ができるようになりました。

なお、弊社管理物件の「連帯保証人なし」契約の際には、①保証会社との保証契約 ②「引受人」をつけて頂くこと の2つが条件となります。引受人の責任の範囲及び保証会社について等注意事項を以下に記しましたのでご確認の上、お客様に納得いただけるよう説明をお願い申し上げます。

引受人の責任は次の通りです

1. 貸主及び貸主代理人が借主との連絡が困難又は不能な場合に、貸主や貸主代理人からの連絡、相談に応じ、適切な対応を行うこと
2. 借主が迷惑行為をしたときや、共同生活の秩序を乱す行為があったときに、貸主や貸主代理人からの連絡、相談に応じ、適切な対応を行うこと
3. 賃貸借契約が解約・解除その他の事由により終了する場合は、賃貸物件に残置物が存する場合に、残置物を撤去すること
4. 貸主及び貸主代理人が賃貸物件に関して立ち入り調査を行おうとするときに、借主に代わって貸主や貸主代理人の入室に立ち会うこと又は貸主の入室に許可を与えること

※家賃滞納の際に引受人に家賃を請求することはありません。

保証会社については次の通りの指定となります

○保証会社は、原則として『全保連株式会社』様限定とします

※但し、退去後の原状回復費用が保証範囲に含まれることを前提としておりますので、『全保連株式会社』様の規定が変更となった場合には、その後の新規契約分について指定保証会社に変更となる場合があります。

引受人必要書類

○引受人の必要書類は印鑑証明(原本)です

※契約書の引受人欄へは実印にて押印していただきます。

以上 一部物件ではありますが、「連帯保証人なし」の契約ができるようになりましたので、是非ともご紹介お願い致します。

札幌市豊平区美園1条7丁目1-2

イーカンリネット株式会社

電話：011-825-2888 FAX：011-842-4664